

## 元女性国税専門官からのひとこと～アメリカの遺産税～

### 日本人でもアメリカで遺産税法が適用される？

アメリカの不動産を所有する日本人が死亡した場合、日本の法の適用に関する通則法第 36 条は、相続は被相続人の本国法（日本法）によると定められています。一方、アメリカ州法の一部では、不動産が所在する地の相続法（米国法）が適用されると定められています。このように、日本法と米国法のどちらが適用されるのか結論が分かれるため、実務上は現地の米国法により相続の処理がされるという取扱いになっています。

### アメリカの遺産税

アメリカの連邦遺産税・連邦贈与税は、被相続人（遺産財団）や贈与者に納税義務があります。また、アメリカでは相続税と贈与税が完全に一体化されており、原則として出生から死亡までのすべての資産の無償譲渡累積額に統一移転税率を適用した税額が、資産移転に対する総納税額となります。

日本では、財産を受け取る側である受贈者/相続人に課税されますが、アメリカでは財産を贈る側である贈与者/被相続人（遺産財団）に課税されます。

そのアメリカにおける資産移転に対する課税（Wealth Transfer Taxation）は、以下の3つの税目です。

- ①連邦遺産税（Federal Estate Tax）
- ②連邦贈与税（Federal Gift Tax）
- ③世代飛ばし移転税（Generation-Skipping Transfer Tax）

アメリカでは連邦遺産税と連邦贈与税が統合されており、原則としてその人が生まれてから亡くなる（相続）までに行われたトータルの財産移転額に同一の税率をかけることで課税します。

まず、①一生の間に行った贈与額を累計し、②その額に統一移転税率（Unified Transfer Tax Rate）を適用して税額を算出、③そこから贈与時に納めた贈与額などを控除することで遺産税額を算出することになります（統一移転税制、Unified Transfer Tax System と呼ばれます）。

世代飛ばし移転税は、財産を例えば孫やその子孫へ遺贈することで遺産税や贈与税を回避しようとするのを防ぐ目的で課税されるものです。贈与税や遺産税に追加して課税されるもので、それらの代用ではありません。

なお、アメリカでは、アメリカ市民である配偶者に対する贈与・相続は無制限の配偶者控除により贈与税・遺産税は課税されません。配偶者がアメリカ市民権を持たない場合、例えばアメリカ人と結婚した日本在住の日本人妻の場合は、この無制限の配偶者控除は受けられません。

### アメリカ相続における基礎控除額

日本人がアメリカに不動産や銀行口座を有して死亡した場合に、アメリカ人と同じような控除が認められるのでしょうか。そして、いくら控除が認められるのでしょうか。

確かにアメリカでは、被相続人が日本人の場合、連邦の相続税控除が一定程度認められています。基礎控除額はアメリカの居住者（Domicile）かどうかで大きさが異なっており、アメリカ非居住者には\$60,000 の

控除額が設定されています。

しかし、日本に居住されている日本国籍の方は幸いなことに、日米租税条約によって米国遺産税の基礎控除額が拡大することが認められています。

	基礎控除額 (2024 年現在)
アメリカ市民・居住者	\$13,610,000 (約 20 億円)
アメリカ非居住者	\$60,000 (約 900 万円) →日米租税条約により控除拡大

## 日米租税条約による控除枠の拡大

日本人にとっての基礎控除額は、以下の計算式により算出された金額になります。

$$\text{\$13,610,000} \times \text{米国遺産税課税対象財産額} / \text{全世界遺産総額}$$

つまり、被相続人（亡くなった方）が所有していた全資産のうちアメリカ所在の割合分だけ、アメリカ人と同じように控除を受けられるという制度になっています。例えば、日本に 1 億円、アメリカに 1 億円、合計 2 億円の資産がある場合、以下のように約 10 億円の基礎控除額となりますので、アメリカでは遺産税はかかりません。

$$\text{\$13,610,000} \times 1 \text{ 億円} / 2 \text{ 億円} = \text{\$6,805,000 (約 10.2 億円)}$$

アメリカに資産を多く持てば持つほど、アメリカ人と同等の基礎控除額が得られる、という制度です。このため、アメリカに資産を持ったまま亡くなったとしても、基礎控除額に満たない資産額であれば、アメリカで相続税は発生せず、日本での相続税申告をするだけで済むというシンプルな結論になります。

ただし、その控除を活用する場合でも、アメリカ内国歳入庁（Internal Revenue Service）への申告自体は必要と考えられます。